

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

告 示

○救急医療機関の認定	一	(医療政策課)
○公有水面埋立てのしゅん功認可	一	(水産業基盤整備課)
○保安林の指定施業要件の変更の予定	三	(森林整備課)
○道路の区域変更(三件)	三	(道路課)
○道路の供用開始(二件)	四	(同)
○都市計画決定の図書の写しの縦覧	四	(都市計画課)
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	四	(同)
公 告		
○開発行為に関する工事の完了(二件)	四	(建築宅地課)
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	五	(教育庁高校教育課)
教育委員会		
○平成十六年宮城県教育委員会告示第十八号(個人情報保護条例に基づき実施機関が定める口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の一部改正	七	
公安委員会		
○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施について	七	
正 誤		
○宮城県公報第一三五号(令和二年九月四日付け)中	八	

告 示

○宮城県告示第七百八十一号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和二年十月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
女川町地域医療センター	女川町鷲神浜字堀切山百七番地一	令和二年十月一日	令和五年九月三十日

○宮城県告示第七百八十二号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

令和二年十月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 しゅん功認可年月日

令和二年九月二十五日

二 しゅん功認可を受けた者の名称

東松島市

三 埋立区域

1 位置

第一種室浜漁港区域内

東松島市宮戸字南麦和田山二番に隣接する公有水面並びに字南麦和田山二番、三番、字梅ヶ崎

一番、四番二及び字東大崎田四番一の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち1の地点から15の地点を順次に結んだ線及び15の地点と1の地点とを結ぶ並びに16の地点から55の地点を順次に結んだ線及び55の地点と16の地点とを結ぶ平成二十八年の春分の満潮位(DL+1・二〇メートル)HWL TP+〇・七〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

埋立区域(1)

1の地点 主要地方道奥松島松島公園線(県道二十七号線)に設置された公共二級基準点(北緯三八度二〇分四九・三七五六秒、東経一四一度〇九分一四・〇七四八秒)から一九三度二分一秒、九五・六〇〇メートルの地点

29の地点	28の地点から	一八度〇三分〇九秒	二・二二七メートルの地点
28の地点	27の地点から	三二四度〇九分〇〇秒	二・一一二メートルの地点
27の地点	26の地点から	三三五度一九分五七秒	八・三三三メートルの地点
26の地点	25の地点から	三三八度三六分五一秒	三・八一五メートルの地点
25の地点	24の地点から	一度一二分五四秒	一〇・七〇六メートルの地点
24の地点	23の地点から	一二度一四分四三秒	九・〇〇一メートルの地点
23の地点	22の地点から	九度〇六分五五秒	一〇・〇九三メートルの地点
22の地点	21の地点から	三五九度三六分四三秒	一八・八九六メートルの地点
21の地点	20の地点から	二九度四五分〇六秒	一八・一一八メートルの地点
20の地点	19の地点から	二五度二九分三八秒	三・九四七メートルの地点
19の地点	18の地点から	一二度一五分三五秒	二二・二三三メートルの地点
18の地点	17の地点から	三五一度三一分二〇秒	六・一五二メートルの地点
17の地点	16の地点から	三五一度〇三分三八秒	四・一四四メートルの地点
16の地点	15の地点から	一七〇度四〇分一五秒	七・六四一メートルの地点
15の地点	14の地点から	一四三度〇一分二〇秒	四・三一二メートルの地点
14の地点	13の地点から	一四三度〇一分五八秒	二・九四〇メートルの地点
13の地点	12の地点から	一四三度〇一分五八秒	二・九四〇メートルの地点
12の地点	11の地点から	一四三度〇一分二〇秒	七・六四一メートルの地点
11の地点	10の地点から	一七〇度四〇分一五秒	四・三一二メートルの地点
10の地点	9の地点から	一四三度〇一分三二秒	八・五三九メートルの地点
9の地点	8の地点から	一四三度〇一分三六秒	一一・七五八メートルの地点
8の地点	7の地点から	一一六度二七分四三秒	四・四七三メートルの地点
7の地点	6の地点から	一四三度〇〇分〇九秒	〇・五三八メートルの地点
6の地点	5の地点から	一三七度四分〇三秒	三・九二八メートルの地点
5の地点	4の地点から	一二九度二四分五四秒	二・二一六メートルの地点
4の地点	3の地点から	一二二度四七分〇六秒	二・七〇四メートルの地点
3の地点	2の地点から	三二四度二六分四三秒	五五・四五一メートルの地点
2の地点	1の地点から	二八九度五二分四八秒	二・八四七メートルの地点

16の地点 主要地方道奥松島松島公園線（県道二十七号線）に設置された公共二級基準点（北緯三八度二〇分四九・三七五六秒、東経一四一度〇九分一四・〇七四八秒）から二六〇度一七分一七秒、七五・六三三メートルの地点

30の地点	29の地点から	一度五三分四三秒	五・二七八メートルの地点
31の地点	30の地点から	一五六度五一分一七秒	四・二二八メートルの地点
32の地点	31の地点から	一五六度五〇分五八秒	一〇・四八二メートルの地点
33の地点	32の地点から	一五七度三八分二二秒	三・〇八一メートルの地点
34の地点	33の地点から	一六五度五一分一八秒	三・〇六九メートルの地点
35の地点	34の地点から	一七三度一九分〇七秒	三・〇六〇メートルの地点
36の地点	35の地点から	一八一度三三分二四秒	三・〇五五メートルの地点
37の地点	36の地点から	一八五度〇一分二三秒	八・四七五メートルの地点
38の地点	37の地点から	一八四度五八分三六秒	二〇・〇〇〇メートルの地点
39の地点	38の地点から	一八四度五八分四四秒	九・一二五メートルの地点
40の地点	39の地点から	一八八度〇三分一〇秒	三・三四八メートルの地点
41の地点	40の地点から	一九四度一分三八秒	三・三四八メートルの地点
42の地点	41の地点から	一九九度二一分三二秒	二・三一四メートルの地点
43の地点	42の地点から	二〇三度三七分四一秒	二・三一三メートルの地点
44の地点	43の地点から	二〇七度三九分一一秒	二・〇七三メートルの地点
45の地点	44の地点から	二〇九度三三分〇七秒	七・八四四メートルの地点
46の地点	45の地点から	二〇六度三七分三八秒	四・九五三メートルの地点
47の地点	46の地点から	二〇〇度四八分四八秒	四・九五三メートルの地点
48の地点	47の地点から	一九六度一六分五八秒	二・七二八メートルの地点
49の地点	48の地点から	一九〇度一九分二五秒	六・三一メートルの地点
50の地点	49の地点から	一八二度五三分三三秒	六・三〇二メートルの地点
51の地点	50の地点から	一七八度〇七分〇九秒	二・五五九メートルの地点
52の地点	51の地点から	一八二度五二分四九秒	一・九三〇メートルの地点
53の地点	52の地点から	一八四度〇六分一〇秒	一・六六三メートルの地点
54の地点	53の地点から	二〇一度四五分三八秒	一・八二一メートルの地点
55の地点	54の地点から	二〇四度二九分〇六秒	一・八四八メートルの地点

3
面積
六五七・三一平方メートル（埋立区域）

四
免許の年月日及び番号
令和元年七月十二日
宮城県（水整）指令第七号

五 公有水面埋立法第二十二條第三項の市又は町

東松島市

○宮城県告示第七百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三條の三において準用する同法第二十九條の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和二年十月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

白石市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八條第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年十月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 路線名 気仙沼唐桑線

三 道路の区域

変更の区間

変更の区間		変更前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
気仙沼市浪板一〇三番一地从先から 同市浪板一六番一地从先まで		前	一八・七	七一・一
後	一四・九	後	三九・五	三五七・三

○宮城県告示第七百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八條第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年十月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 高城停車場線

三 道路の区域

変更の区間	変更前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
	前	後			
宮城県気仙沼市高城字帰命院下一一五番 一三地从先から 同郡同町松島字小梨屋六番六地从先まで	前 A	後 B	六・〇	二九〇・一	上記A、B 及びCは、関 係図面に表示 する敷地の区 分をいう。
	前 B	後 C	一〇・〇	四〇六・〇	

○宮城県告示第七百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八條第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年十月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木

事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大島浪板線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
前	後	前	後	前	後	前	後
気仙沼市浪板一〇三番一地从先から 同市東八幡前一〇七番二地先まで		一六・六	一四・九	七一・一	三九・五	一、〇〇二・六	一、〇〇二・六

○宮城県告示第七百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年十月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	高城停車場線	宮城県松島町高城字町一〇番一地从先から 同郡同町松島字小梨屋無番地先まで	令和二年 十月三日 午後一時

○宮城県告示第七百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年十月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	大島浪板線	気仙沼市浪板一〇三番一地从先から 同市東八幡前一〇七番二地先まで	令和二年 十月五日

○宮城県告示第七百八十九号

仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年十月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
- 1 種類 仙塩広域都市計画地区計画
- 2 名称 中央四丁目東二番丁通地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第七百九十号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年十月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類 仙塩広域都市計画都市再生特別地区
- 二 縦覧場所 宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和二年十月二日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
名取市高館熊野堂字岩口上十番三、十九番六、二十一番七の一部、二十一番十の一部、十番三地区水の一部
仙台市青葉区上杉一丁目六番六号
株式会社アベキ

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩
宮城郡利府町加瀬字十三本塚六十五番一、六十五番三の一部、六十六番の一部
愛知県名古屋市長東区一社三〇七
株式会社ユニホー

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
令和二年十月二日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
宮城郡利府町加瀬字十三本塚六十五番一、六十五番三の一部、六十六番の一部
愛知県名古屋市長東区一社三〇七
株式会社ユニホー

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
令和二年十月二日

一 入札に付する事項

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 調達案件及び数量 宮城県立中学校・特別支援学校教育用タブレット端末等調達及びネットワーク接続等設定委託業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 委託期間 契約締結の日から令和三年三月二十四日まで

4 施行場所 宮城県古川黎明中学校ほか仕様書のとおり

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条によ

る廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
7 宮城県入札契約暴力行等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人

等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該物品に対する迅速な保守及び修理の体制（出張所、代理店等を含むものとし、委託する場合を含む。）が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二一一三三三五）へ令和二年十月八日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課管理運営班（電話〇二二二二一一三六二三）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和二年十月八日（木）まで前記の問い合わせ先に申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合 電子調達システム（以下「システム」という。）により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和二年十月八日（木）から令和二年十月十二日（月）までの間に必要書類を作成の上、システムにより

提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和二年十月十二日（月）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和二年十月十四日（水）午前九時から令和二年十月十五日（木）午後五時までの間に限り入札書を提出する場合

イ 日時 令和二年十月十五日（木）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和二年十月十六日（金）午前十時 宮城県庁行政舎十六階 高校教育課内

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の4の審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第一条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当す

る金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするこの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items and Services to be Procured : Tablet computers, network connection, etc. for Miyagi prefectural junior high schools/special education schools.

2 Period of Implementation : From contract settlement to March 24, 2021

3 Place of Implementation : Miyagi Prefecture Furukawa Reimei Junior High School and other locations

4 Deadline for Bid Submission : October 15, 2020 (Thu), 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Ken Ito, Administrative Management Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan
Tel.: 022-211-3623

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十五号

平成十六年宮城県教育委員会告示第十八号（個人情報保護条例に基づき実施機関が定める口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正し、令和二年十月二日から施行する。

令和二年十月二日

宮 城 県 教 育 委 員 会

表県立高等学校入学者選抜の項中「作文の得点」の下に「又は評価」を加える。

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第127号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

令和2年10月2日

宮城県公安委員会委員長 佐藤 勘三郎

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者 現に技能検定員、教習指導員である者が他の運転免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者	令和2年11月5日から	仙台市泉区市名坂字高倉65番地
新たに大型、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者で令和元年、令和2年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したことからより資格審査の一部科目が免除となる者	令和2年12月28日まで	宮城県運転免許センター
自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者		

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

令和2年10月2日（金）から令和2年10月16日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地
宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間

令和2年10月2日（金）以降（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター（宮城県警察本部交通部運転免許課）

3 その他
詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせること。
問い合わせ先の電話番号 022-373-3601

正 誤

○宮城県公報第一三三五号(令和二年九月四日付け)中

ページ	段	行	正	誤
一〇	下	後ろか ら一三	農村振興課 農村整備課・農地復興推進室 7月30日	農村振興課 7月30日
一一	上	七	都市計画課・復興まちづくり推進 室 7月31日	都市計画課・復興まちづくり推進 室 7月31日
			下水道課	下水道課 7月31日